

事業主のみなさま、 健康保険等事務担当者 のみなさまへ

わたしたちは、いつ病気になったりけがをするかわかりません。
いざというとき安心して医療を受けられるように、すべての人が必ず
いずれかの医療保険に加入していなければなりません。(国民皆保険制度)



しがの国保マスコット
ホープちゃん

会社の健康保険等と国民健康保険

現在、会社の健康保険等に入っている方や、後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方以外のすべての方は、今住んでいる市町の国民健康保険（国保）に加入することになっています。

ところが、会社をやめて健康保険等の資格がなくなったにもかかわらず、国保の加入の届け出をしないで、無保険のままになったり、逆に会社に勤めて健康保険等の資格を持っているのに国保の脱退の届け出をしないで保険の二重加入になったりすることがあります。

退職や入社で健康保険等の資格に異動があった場合は、**国保にも届け出が必要です。(マイナンバーカードの健康保険証利用登録をされている方についても届け出が必要です。)** そのようなときには、すみやかに国保の加入・脱退の届け出をされるように必ずご説明していただくとともに、職場の従業員本人ならびに被扶養者の方の健康保険等の資格の取得・喪失がわかる証明書を作成していただきますようお願いいたします。

*加入の届け出が遅れると？

- ・ 保険料(税)は国保の資格が発生した月(会社をやめた時)までさかのぼって納付(支払)いただくこととなります。
- ・ 医療費を全額自己負担していただく場合があります。

*脱退の届け出が遅れると？

- ・ 保険料(税)を二重に納付(支払)することになる恐れがあります。
- ・ **健康保険等の資格を取得したあと、市町国保の被保険者証を使ってしまうと、後で国保が負担した医療費を返還しなければなりません。**



会社をやめたら①～④のどれかの手続きが必要です

- ① 国民健康保険(国保)に加入
- ② 再就職先の健康保険等に加入
- ③ 引き続き退職した職場の健康保険等の任意継続に加入
- ④ 他の健康保険等に加入している家族の被扶養者として加入

◆②または④の場合においても、加入までに日がある場合は、国保に加入する必要があります。

会社をやめたら、上記のいずれかの手続きをしなければなりません。
退職される従業員の方に必ずご説明いただきますようお願いいたします。

国保に加入する場合はどんな手続きが必要ですか？

●加入の手続きのためには

- 職場の健康保険等をやめた証明書(被扶養者についても確認できるもの)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証やパスポートなど)
- 個人番号が確認できるもの〔マイナンバーカード(個人番号カード)、個人番号が記載された住民票の写しなど〕

が必要です

※印かんなど、市町によって届け出に必要なものが異なる場合があります。くわしくは、市町の国保担当へお問い合わせください。

非自発的失業者への国保料(税)軽減措置があります

会社の倒産・解雇などにより離職した人(雇用保険の特定受給資格者)、
雇い止めなどにより離職した人(雇用保険の特定理由離職者)は、国保の
保険料(税)を軽減する制度に該当する場合があります。

軽減期間および 軽減額

離職の翌日から翌年度末までの期間を、前年の給与所得を30/100とみなして算定を行います。

※該当する時は、市町の国保料(税)担当窓口へ申請してください。



国民健康保険への加入、脱退の手続きは国民健康保険の
資格ができた日、**14日以内**に届け出をしてください。
なくなった日から